

## 四国地区国立大学連合アドミッションセンター規程

〔平成25年5月13日〕  
規則第 77 号

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学基本規則第21条の4第2項の規定に基づき、四国地区国立大学連合アドミッションセンター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 センターは、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学及び高知大学(以下「構成大学」という。)との緊密な連携のもとで、入学志願者の資質や適性を総合的に評価するアドミッション・オフィス入試等(以下「新入試」という。)を共同実施することにより、地区全体で学生の質保証を行うことを目的とする。

### (業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 新入試の企画及び実施準備に関すること。
- (2) 新入試の広報に関すること。
- (3) 新入試に係る出願者の選考業務に関すること。
- (4) 新入試に係る入学予定者の入学前教育に関すること。
- (5) 新入試に係る入学者の成績等の追跡に関すること。
- (6) 高大接続及び入試制度に関する調査・分析に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター員
  - ア アドミッションオフィサー
  - イ 研究員
  - ウ 兼任教員
- (4) その他必要な職員(以下「センター職員」という。)

### (センター長等)

第5条 センター長は、国立大学改革強化推進補助金事業「四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業」による「四国地区国立大学連合アドミッションセンターの設置とAO入試の共同実施」(以下「連携事業」という。)の基幹校である愛媛大学に所属するアドミッションオフィサーのうち、同大学の学長が指名する者をもって充てる。

- 2 副センター長は、アドミッションオフィサー（センター長となった者を除く。）のうちから互選により選出し、センター長が任命する。
- 3 センター長及び副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長又は副センター長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 アドミッションオフィサー及び研究員は、連携事業の平成25年度補助金による各大学ごとの教員数の配分に基づき、当該大学の学長が選考し、任命する。なお、配分のない大学にあっては、当該大学の学長が、当該大学の専任教員のうちからアドミッションオフィサーを指名し、兼任職として任命するものとする。
- 5 兼任教員は、必要に応じて、構成大学の専任教員のうちから、当該大学の学長が任期を定めて任命する。

（職務）

第6条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 副センター長は、センター長の職務を助ける。
- 3 センター員は、センターの業務を処理する。
- 4 センター職員は、センターの業務に従事する。

（サテライトオフィス）

第7条 センターの業務を円滑に実施するため、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学及び高知大学に、それぞれ四国地区国立大学連合アドミッションセンターサテライトオフィス（以下「サテライトオフィス」という。）を置く。

- 2 前項に規定する各サテライトオフィスには、アドミッションオフィサーを配置する。
- 3 前項のほか、サテライトオフィスに関し必要な事項は、別に定める。

（管理運営委員会）

第8条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、四国地区国立大学連合アドミッションセンター管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という。）を置く。

- 2 管理運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

第9条 センターに関する事務は、愛媛大学教育学生支援部において処理する。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成25年5月13日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命されるセンター長及び副センター長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。